

はち 4月 じょう No.548

ホームページアドレス <http://www.town.hachijo.tokyo.jp/>

発行／八丈町 〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷2345番地1 ☎04996-2-1121／編集・企画財政課 毎月1回1日発行

町の人口 (3月1日現在)

人 口 8,732人 増 10人 男 4,404人 増 7人
女 4,328人 増 3人
世帯数 4,686世帯 増 4世帯

2月中の異動

転入ほか——74人 (うち出生9人)
転出ほか——64人 (うち死亡7人)

各地域の人口・世帯数 (3月1日現在)

	世帯数	男	女	人口計
三 根	2,132	2,016	1,949	3,965
大賀郷	1,564	1,444	1,423	2,867
檜 立	325	302	305	607
中之郷	420	415	413	828
末 吉	245	227	238	465



来場者約4000人
にぎわう会場

第17回八丈島産業祭

3月17日(土) 18日(日)
八丈町コミュニティセンター



CONTENTS

もくじ

- 2-7 平成19年度施政方針／国保だより ほか
- 8-9 国民年金／教育委員会だより ほか
- 10-11 税のお知らせ ほか

- 12-13 母子保健／老人医療助成制度 ほか
- 14-15 環境だより／観光おじゃれ11万人 ほか

平成19年度施政方針

八丈町長 浅沼道徳
3月6日 第一回八丈町議会定例会

はじめに

私が、町政の舵取りを任されて、7年目を迎えました。この間、夢がふくらみ、希望がもてる、暮らしやすい町づくりのため、多くの課題に取り組む事ができたのは、町民や議会の皆さまのご支援、ご協力の賜であり、この場を借りまして、改めて有り難く、厚くお礼を申しあげます。

先月、1万人を超えるボランティアに支えられた東京マラソンが、大成功で幕を閉じました。東京都は2013年開催の国民体育大会や2016年のオリンピック招致に向け、着々と準備を整えており、スポーツ振興を通して都市の新しい姿を都民と共に、打ち出そうとしております。八丈町でも、昨年はフラダンス関連の事業を町民有志と共に実施し、成功を収めました。八丈島とハワイの文化の交流が町民に驚きと感動を与えた結果であり、本年もフラダンス関連の事業を企画し、実施してまいります。

このように、八丈町では東京都の支援を頂きながら、職員だけではなく、企業や住民組織と協働し、知恵を絞り、汗を流して、魅力ある「住民が主役のまちづくり」を、確実に展開してまいります。町政運営において、町民の安全・安心の確保が基本であり、全ての人が共に支えあい、生き生きと暮らせることが重要であります。本年10月より小・中学生の医療費の自己負担分を全額助成いたします。これにより八丈町で子育てをすれば、0歳から義務教育終了までは医療費が無料となり、少子化対策につながるものと期待しております。また、永年の念願でありました、新火葬場の建設に着手し、平成21年度の供用開始を目指してまいります。新庁舎建設につきましては、年次計画を立て早期建設に向けて、取り組んでまいります。離島にとりまして、空路や海路は生命線であります。利便性の向上を図るため、粘り強く航空会社・船舶会社と交渉してまいります。一段と厳しい財

政状況ではありますが、住民が将来に向けて夢の持てる町づくりのために、積極的に取り組んでまいります。

それでは、平成19年度の主要な施策について申し上げます。

東京都施行事業

東京都が事業主体である八丈町関連の事業について申し上げます。

基盤整備としての港湾・漁港の整備については、着実に施工されておりますが、底土や八重根接岸港船客待合所の建替え、空港総合案内施設整備、大賀郷園地の整備などの課題も山積しております。このため、現在施工されている都道の歩道設置、都市計画道路の整備なども含め、事業の実現及び早期完成に向けて、東京都へ積極的に働きかけてまいります。

予算編成

●財政

財政について申し上げます。

国は、歳出・歳入一体改革として、国と地方の信頼関係を維持しつつ国、地方それぞれの財政健全化を進めるため、

地方歳出については、国の取り組みと歩調をあわせて削減に取り組むとしており、東京都では、平成17年度決算では、実質収支が黒字となるなど財政再建に一つの区切りをつけることができましたが、財政再建の成果に安住せず、将来にわたってその健全性を維持するため、質的転換を強力にすすめるとしております。

国及び東京都の改革が進む中、八丈町の財政環境は厳しさを増しておりますが、町民の期待に応えるため、また、八丈町の活性化を図るために、歳入では、国の地方交付税や東京都の総合交付金を前年度決算見込みから算定し、大幅に増額するとともに、財政調整基金、公共施設整備基金、産業振興基金を取り崩して、生活環境の整備、福祉施策の充実、観光の振興、農業・漁業の振興、消防・防災対策、教育環境の充実等の諸施策を確実に進めてまいります。

町税については、納期内納付、口座振替を促進し、滞納の未然防止を図るとともに、現実的な分納計画のもとに、収納率の向上につとめてまいります。

安心、安全のまちづくり

●防災への対応

「10月5日の防災の日」には、「自分の身は自分で守る」を基本に、関係機関と一体となつて防災訓練を実施します。

また、国民保護法に基づき、「八丈町国民保護計画」を策定いたします。これは、武力攻撃等を受けた際に国民の生命、財産を守るためのもので、法律により市町村にも義務づけられた計画であります。町計画においては、町民の島外への避難誘導や消防活動などについて細かく規定いたします。

防災整備については、八丈町防災行政無線を引き続き整備してまいります。昨年度に、老朽化した無線発信元の親機について改修を行いました。本年度では移動系の無線システムについて万全を期すようにいたします。

●消防

高齢化社会の進展により、災害の時、自己対応が困難な

高齢者が増えております。そのため、八丈町消防団では、防災パトロールを行い、災害時に対応できるよう点検指導を実施してまいります。

消防設備につきましては、耐震性貯水槽3基を新設いたします。

消防職員については、救命士の養成とできる限り幅広い研修を受講させ救急需要への対応を図ってまいります。また、救急資機材を利用した心肺蘇生法の応急手当研修を、島内各種団体に行い救命率の向上に努めてまいります。AED機器の設置促進や講習会については、普及、指導等を計画し実施してまいります。

八丈町の主な事業

●IT推進

昨年度に引き続き、「八丈島総合ポータルサイト」及び「ポータルサイト携帯版」、「八丈町ホームページ」を活用し、八丈島の新鮮な情報を随時発信していくことにより、島の活性化に役立てていきたいと考えております。また、今年度もIT講習会等を開催し、

町民個々の知識や技術の向上を図ってまいります。

携帯電話の不感帯解消されない居住域や釣り場などにつきましては、引き続き改善を要望してまいります。

●生活排水処理

生活排水処理は、豊かな自然を将来に残すとともに、生活環境の保全を図るために重要な課題となっております。

「循環型社会形成推進地域計画」をもとに、汚泥再生処理施設の早期着手を目指します。本年度においては、建設予定地の決定に伴い、測量や地質調査、生活環境影響評価、施設の基本設計に取り組んでまいります。

●窓口サービス

パスポートの申請及び交付に係る手続きにつきまして、窓口である住民課での受付を4月より開始し、住民サービス向上を図ってまいります。

●環境衛生

火葬場の建設につきまして、平成19・20年度の2ヶ年を建設に充て、平成21年度の供用開始を目指してまいります。

東京都島嶼町村一部事務組合では、末吉を建設予定地と

した一般廃棄物管理型最終処分場の生活環境影響調査を開始いたします。

クリーンセンターや管理型最終処分場の延命化のため、廃棄物の発生抑制・再資源化及び適正処理に関する施策について八丈町ゴミ処理問題協議会で引き続き検討いたします。

●国民健康保険

国民健康保険につきましては、八丈町国民健康保険運営協議会に多角的な検討をお願いした結果、2月に答申をいただきました。

国保を安定的かつ継続的に運営していくためにも、答申を踏まえ医療費の抑制に努める施策の実現や税負担の公平性を確保する努力を強化してまいります。

一方、医療費の増加や医療制度改革等社会情勢の変化も勘案して、国保税率の改定をお願いすることになりました。税率の内容によってはおよそ20年ぶりの見直しとなる項目もございますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

●児童福祉

「子育て支援」の施策とし

て、10月より小・中学生の医療費の自己負担分を全額助成いたします。八丈町で子育てをすれば、0歳から義務教育修了までは医療費が無料となりますので、少子化対策の一助となることや、八丈島への定住促進策につながることを期待しております。

また、子育てをしていくうえでの児童相談体制の強化として、子ども家庭支援センターの人員配置を見直し機能の充実を図ってまいります。

●障害福祉

障害福祉につきましては、昨年10月から障害者自立支援法が本格施行されました。今後引き続き、関係機関との連携を密にし、障害者福祉サービスの充実に努めてまいります。

●高齢福祉

高齢者の医療保険制度については、抜本的な改革が行われ、平成20年度より、後期高齢者医療制度が創設されます。

この制度は75歳以上の高齢者を対象とし、都内の全区市町村が広域連合を組織し運営するものであり、この事業が円滑に実施できるよう周知、啓蒙に努めてまいります。

また、地域交流の拠点整備として、大賀郷ゲートボール場の休憩室を改築し、高齢者の健康増進、介護予防等を図ってまいります。

●介護保険

介護保険制度につきましては、要介護者等が年々増加するとともに、介護に対する需要も多様化してきております。利用者本位のサービス提供ができるよう、現存する資源を有効活用するとともに、新たなサービス提供に取り組む、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活して行けるよう支援してまいります。

●保健事業

保健事業につきましては、少子化対策の一環として妊婦健診費用の一部を助成し、負担軽減を図ってまいります。また、健診事業につきましては、受診率の向上を図りながら、疾病の早期発見に努めてまいります。

●温泉

みはらしの湯につきましては、昨年夏以降源泉温度が低下し温泉運営に支障をきたしているため、道ヶ沢温泉井戸を廃棄し、みはらしの湯の敷地内に新たな井戸を掘削した

します。また、やすらぎの湯、中之郷尾越温泉については井戸のメンテナンスを行い、温泉の安定供給に努めてまいります。

●農業の振興

農業振興の主要施策として、強風対策や高品質化を目的とした鉄骨ハウス、ストロングハウス等の建設も引き続き進めてまいります。また、企業参入も見据えた遊休農地の有効活用や、川ノ平3号線及びねぎばな農道整備や湯浜ヶ沢農道の測量設計、大賀郷地区の農業用水確保への事業化など基盤整備にも取り組みます。

さらに、特産品フェニックスの海外輸出、切葉・切花やアシタバなど農産物の共撰共販体制への支援強化を図り、さらなる販路拡大と高品質生産品の安定出荷による一層の産地力の向上を図ってまいります。

●林業関連事業

林業関連事業については、林道の維持管理や有用広葉樹の植栽、および病害虫対策として、松くい虫、トビモノオオエダシヤクについての防除を引き続き実施してまいります。

カブツ・キンカンについては、島内での普及を図るため一部助成を実施します。

●観光の振興

本年度の観光振興につきましては、その柱として、緊急対策事業の継続、海遊魚まつり、花と緑のフェスタ、宝探しやフラダンスフェスティバルなど話題性のあるイベントなどをPRし、本島への旅客誘致に努めてまいります。

また、観光施設整備事業は、えこ・あぐりまーと近辺の三原川沿いと山道の遊歩道整備を行い、ハイキングコースの充実に取り組んでまいります。

●商工の振興

現在、定着しているアンテナショップは、板橋大山商店街、上板橋商店街、世田谷祖師谷「生活の森」などで、特産物を販売しながら、八丈島のPR活動に努めてまいります。

また、黄八丈につきましては、本場黄八丈会館での活動を核に、後継者の育成や販路拡大など地場産業の振興と合わせて、観光にも寄与するよう、取り組んでまいります。

●水産業の振興

水産業振興については、「つくり育てる漁業」として、

シマアジの中間育成放流事業、フクトコブシの種苗放流事業を引き続き実施します。

漁業再生支援事業では、地元遊漁船を使用し、未利用リング大会の支援、未利用魚・低価格魚の付加価値化を推進するため、加工施設の整備を実施します。

生産基盤整備については、漁協末吉支所に貯氷・冷蔵施設を整備し、漁業者の利便性及び漁業地域の活性化を図ります。

●土木事業

国や東京都の財政状況が厳しい折、国庫補助事業においては、永郷富士山線・長所沢下原線の道路改良事業を継続して施工します。

また、新規事業として、桧立中之郷線の測量設計、用地買収にとりかかります。

市町村土木事業においては、寺山南原線のほか2路線を、道路改良事業として施工します。

また、まちづくり交付金で、川向1号線を引き続き施工します。

土地改良事業による基盤整備促進事業としては、神沢農道第2工区の農道整備を継続

事業として施工してまいります。

災害防止事業においては、東京都農業試験場跡地に、東里排水路を継続して整備いたします。

その他、町道各路線の維持補修にも努め、地域住民の利便性、安全性、産業振興、及び排水処理をも考慮しながら、道路整備事業に取り組みます。

●町営住宅

町営住宅については、中道団地の建替えを平成17年度より3か年に渡り進めてまいりましたが、最終年度となる本年、鉄筋コンクリート造2階建て4戸の建設を予定しております。

また、坂上地域の人口流出防止・少子化対策として、若年層向け木造住宅を、桧立・中之郷地域に、それぞれ2戸ずつ建設予定しております。

既存の住宅においては適正な修繕を行い、維持管理及び、住生活の安定の確保に努めてまいります。

●教育目標

子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願

い、互いの人格を尊重し、思いやりのある人、社会の一員として、社会に貢献しようとする人、自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人の育成に向けた教育活動を行ってまいります。

また、学校教育及び社会教育を充実し、生涯を通じ、あらゆる場で学び、支えあうことができる社会の実現を図ります。

そして、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して、すべての町民が教育に参加することを目指していきます。

●学校教育の充実

子どもたちが自ら学ぶ意識を持ち、社会の変化に主体的に対応できるようにするため、学ぶことに意味や楽しさを実感させるとともに、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図ります。

今年度も、小・中学校の交流を深め、9年間の教育活動を通じた学習指導や生活指導の充実、家庭や地域社会と連携した特色ある教育活動を推進してまいります。

今年度は全小学5年生を対象に、友島である大島へ、体

験学習を2泊3日の行程で実施いたします。学校の教育課程に組み込んだ授業とし、火山、地質等を学習しながら、大島の小学生との交流を図ってまいります。

また、今年度より「特別支援教育」が実施されますが、障害のある子どもたちの能力や特性などを最大限に伸ばしていくため、それぞれの障害や発達の段階等に応じた指導・支援を充実してまいります。

●心の教育の充実

学校教育や社会教育等を通じて、人権教育を効果的に進め、また様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育の推進、様々な奉仕活動や体験活動の充実と、自然環境保護に対する意識を高めるための教育を推進してまいります。

児童・生徒が安全で安心して学校生活を送ることができるよう、学校と家庭・地域が連携して対応を図るとともに、セーフティ教室などを通して、児童・生徒の規範意識や自立心を育成してまいります。

いじめの問題については、早期発見・早期対応に継続的・組織的に努め、児童・生徒の多様な問題に対応するため、教育相談員・スクールカウンセラー等の連携を強化し、相談機能の充実を図り、適切に対応してまいります。

また、今年度より「特別支援教育」が実施されますが、障害のある子どもたちの能力や特性などを最大限に伸ばしていくため、それぞれの障害や発達の段階等に応じた指導・支援を充実してまいります。

●教育環境の整備

今年度は、三原小・中学校のグラウンド整備をはじめ、プール用地の造成、榎立小学校・中之郷小学校の校舎の解体、老朽化及び耐震補強のため大賀郷小学校の大規模改修等のハード事業を予定しております。

また、榎立小学校・中之郷小学校の跡地については、それぞれ運動場として、体育館についても屋内運動場として有効活用してまいりたいと考えております。

老朽化の進んだ施設については、年次計画に基づきながら、補修・改築を進めてまいります。

●学校給食

食の安全性や栄養バランスのとれた食事をとることの大切さなど、食に関する指導の充実に努めるとともに、島内の身近な食材を使用して、地域に根ざした献立の工夫をし、郷土料理の存在やその良さについて知ってもらうための食育

●生涯学習と文化・スポーツの振興

青少年が団体生活や体験活動を通して、心身を鍛え、思いやりの心を育てる機会の充実を図り、社会のために進んで奉仕する青少年の育成を目指し、心の教育を推進してまいります。

また、全ての町民が芸術・文化に親しみ、参加できる機会の充実を図り、諸団体の活動計画等を広く収集し、情報提供を行ってまいります。今年度は、東京都生涯学習文化財団主催による、島しょ地区生涯学習普及事業として、島民ふれあい将棋交流講習会を開催いたします。

さらに、学習の場として、八丈町コミュニティセンター、公民館などの社会教育施設の管理・整備に努めるとともに、町立図書館における図書資料及び視聴覚資料の充実を図り、開館日の変更、開館時間の延長等町民が利用しやすい環境づくりを進めてまいります。

町民のスポーツの振興及び健康・体力づくりを進めるため今年度は南原スポーツ公園

の供用開始、また、さらにもう1面の天然芝グラウンドを造成するため、測量等を実施してまいります。

八丈島に伝わる有形・無形の文化財については、保護に努めるとともに文化財の公開・活用を通して文化財に親しむ機会を提供してまいります。

公営企業

次に公営企業について申し上げます。水道、バス、病院各事業会計につきましては、大変厳しい財政状況下にあります。したがって企業努力を推進し、健全な運営を行ってまいります。

●水道事業

始めに水道事業について申し上げます。「安全で良質な水の供給」「安定供給の確保」「サービスの向上と健全経営」など、経営目標を掲げ運営してまいります。坂下地区上水道事業では、大賀郷浄水場を改修し、病原性原虫「クリプトス ポリジウム」対策として、膜ろ過方式による高度浄水場処理施設が18年度に完成し現在稼動しております。坂上地区簡易水道事業につきましても、緊急的に整備し

なければならぬ水源等があり、今後、早急に検討してまいります。

本年度の施設改修につきましては、坂下地区上水道事業として流量計・水位計など計装設備を更新してまいります。また、老朽管の敷設替えや、生活道路である都道・町道の改修に伴い配水管新設及び改修工事を13件予定しております。

●一般旅客自動車運送事業（バス事業）

次に、バス事業について申し上げます。バス事業は、来島者の減により、定期観光バス・貸切バスともに、年々減少している現状の中、職員1名の減員をしながら経費の節減について努めてまいります。

また、路線バス検討委員会において、定期観光バスの発着場所、定期観光コースについても新たな観光施設を取り込んだコースづくりを、現在協議しております。路線バスについては、住民の利便性を考慮し、コミュニティバスの「はなばな」を午前・午後それぞれ各1便の増便を検討しており、合わせて温泉券付フリー乗車券の発行も行い、利用

を促進する方針であります。
また、本年度も引き続き、
バス停留所の整備を行ってま
いります。

●病院事業

病院事業につきましては、
全国的に医師・看護師不足が
深刻化しておりますが、本町
では、東京都、日本医科大学
付属病院、聖マリアンナ医科
大学病院の協力を得まして、
内科、外科、小児科、産婦人
科の診療を実施し、町民の健
康増進と福祉の安定向上に寄
与しております。今後も、関
係機関の連携協力を得まし
て、医療従事者の確保を行い、
医療サービスの向上を図りま
す。また、臨時診療として実
施している11の専門診療は、
予約診療の充実や、派遣体制
の見直しにより、専門診療の
推進に努めます。尚、第2、
第4、土曜日に実施している
整形・腎臓の臨時診療につい
ては、従来どおり休日の特別
診療として実施いたします。
業務改善については、本年度
窓口業務を全面委託し、病院
事業の業務改善を図ります。
施設工事は、新生児室の冷
暖房機器の代替工事を行いま
す。

医療機器は、内視鏡・透析
装置などの機器類を代替し、
医療環境の充実改善を図りま
す。

病院事業につきましては、

補助金等の見直しにより、
益々、厳しい経営状況下であ
りますが、今後も東京都のご
指導、ご支援を仰ぎながら、
経営努力に努めてまいります。

●一般会計

歳 入		
項 目	予 算 額	
町 税	908,856	13.0%
地 方 譲 与 税	85,586	1.2%
地方消費税交付金	101,644	1.5%
自動車取得税交付金	94,612	1.3%
地 方 交 付 税	1,670,000	23.9%
分 担 金・負 担 金	67,253	1.0%
使用料及び手数料	179,817	2.6%
国 庫 支 出 金	486,094	7.0%
都 支 出 金	1,852,588	26.6%
繰 入 金	573,020	8.2%
諸 収 入	108,487	1.6%
町 債	818,800	11.7%
そ の 他	30,479	0.4%
計	6,977,236千円	100.0%

歳 出(性質別)		
項 目	予 算 額	
人 件 費	1,146,446	16.4%
物 件 費	1,081,782	15.5%
維 持 補 修 費	159,133	2.3%
扶 助 費	357,873	5.1%
補 助 費 等	643,567	9.2%
普通建設事業費	2,633,624	37.8%
(補 助 事 業 費)	1,284,735	18.5%
(単独事業費ほか)	1,348,889	19.3%
公 債 費	667,248	9.6%
繰 出 金	255,696	3.7%
積 立 金	1,000	0.0%
そ の 他	30,867	0.4%
計	6,977,236千円	100.0%

●平成19年度会計別予算額

〈各会計の予算〉

一 般 会 計	69億7723万6千円
用 品 会 計	381万9千円
老人保健医療特別会計	6億4447万4千円
介護保険特別会計	6億3769万1千円
国民健康保険特別会計	13億1419万7千円
合 計	95億7741万7千円

〈公営企業の予算〉

水 道 企 業 会 計	6億5037万3千円
一 般 旅 客 自 動 車 運 送 事 業 会 計	1億3473万6千円
病 院 事 業 会 計	16億8399万5千円
合 計	24億6910万4千円

一般会計予算総額

69億7723万6千円

— 前年度比0.2%減 —

「助役」は「副町
長」に
「収入役」を廃止
「会計管理者」に

地方自治法の改正に伴い、
4月1日から、全国の市町村
において、「助役」の職は、
「副市町村長」に改正され、
また、特別職である収入役制
度が廃止されるとともに、引
き続き会計事務の適正な執行
を確保するため、独立の権限
を有する一般職の「会計管理
者」を設置することになりま
す。

この改正により、八丈町に
おいても、4月1日から「助
役」の職を「副町長」に改め、
本町の会計事務を行う機関の
名称が「収入役」から「会計
管理者」に変わります。

これに伴い、4月以降は、町
税や国民健康保険料を始めと
する納入通知書などに「会計
管理者」と記載されたものを
お送りしますが、すでに送付
済みの「収入役」と記載された
納入通知書等も、そのままご
使用いただくことができます。

■問い合わせ

総務課庶務係 内線212

「東京の未来は私が決める」 東京都知事選挙 投票日4月8日(日)

■投票日時

4月8日(日)

午前7時～午後8時

■投票区・投票所

三根 三根公民館

大賀郷 大賀郷公民館

檜立 檜立公民館

中之郷 中之郷公民館

末吉 末吉公民館

■開票

当日午後9時から保健福祉センターにて

※一般の方も参観できます。

午後8時45分までにお越しください。

●投票所入場券

郵送しました投票所入場券(はがき)を忘れずに持参してください。入場券が届いていなかったり、紛失した場合でも選挙人名簿に登録されている方は投票できますので、各投票所の受付へ申し出てください。

●期日前投票ができます

投票日に仕事や上京、レジャーなどで投票所へ行けない方は、次の期間に期日前投票をご利用ください。

◎期間

4月7日(土)まで

◎受付場所・時間

町役場総務課カウンター
午前8時30分～午後8時

■問い合わせ

八丈町選挙管理委員会

電話 2-11121

内線 215

4月から始まりました 旅券(パスポート) の申請・交付

島外居所の学生を除き、八丈町に住所を有する方の旅券の申請・交付を取り扱っております。

申請から交付まで、概ね14日間必要となり、土日・祝日などは申請及び交付ができませんので、余裕を持って申請してください。

●受付窓口 住民課住民係

午前9時～午後5時15分

●用意する書類

① 一般旅券発給申請書 1枚

② 戸籍抄本または謄本 1通

③ 写真(4・5cm×3・5cm) 1葉

④ 官製はがき 1枚

⑤ 身元確認の書類

⑥ 旅券を以前に取得された方はその旅券

■問い合わせ

住民課住民係

内線 237、238

国保だより

●70歳未満の方の入院に係る 高額療養費の現物給付化

70歳未満の被保険者が、医療機関において受診し、1ヶ月の支払医療費(自己負担額)が自己負担限度額(高額療養費算定基準額)を超えたときは、保険者に高額療養費の支給申請を行い、後日、現金で支給されていますが、4月から70歳未満の方の入院に係る高額療養費について、従来の現金給付(※注1)に加え、被保険者の一時的な経済負担の軽減を考え、現物給付(※注2)も行なうこととなりました。

ただし、あらかじめ保険者に申請して自己負担限度額に係る認定証の交付を受け、医療機関窓口での提示が必要となります。

また、災害等の特別事情がないにもかかわらず保険税を滞納している方は、この給付を受けることは出来ません。

※注1 現金給付
1 医療機関ごとの窓口での自己負担分を支払い、自己負担限度額を超えた分を保険者が後日現金で被保険者へ支払う。

※注2 現物給付
1 医療機関ごとの窓口での支払い額を自己負担限度額にとどめ、超えた分は保険者が直接医療機関へ支払う。

※別表 自己負担限度額表

国保制度の重要な財源の国保税。被保険者の皆様、納め忘れないよう、ご注意ください。

国保税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

その他、国民健康保険証や制度などについて分からない

こと、疑問に思うことなどいつでもご相談ください。

■問い合わせ

住民課国保年金係

内線 235

別表) 自己負担限度額表

70歳未満の者	区分	自己負担限度額表
	上位所得者の世帯に属する被保険者 (月収53万円以上)	150,000円+(医療費-500,000円)×1% (83,400円)
	一般の世帯に属する被保険者	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)
	低所得者の世帯に属する被保険者 (住民税非課税)	35,400円 (24,600円)

(注) 金額は1月当たりの限度額。()内の金額は、多数該当(過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当)の場合。

国民年金

●35歳の方に年金加入記録通知を送付しています

社会保険庁では、年金見込額等の年金個人情報提供サービスを進めており、その一環として平成19年3月から、35歳の方を対象に保険料納付実績などをお知らせする「年金記録加入通知」を、誕生月の前月に社会保険業務センターから送付しています。

通知が届かない方又は、加入記録を知りたい方は、年金手帳（基礎年金番号通知書）を用意のうえ、ご相談ください。

ただし、次の方には送付されません。

- 社会保険庁で記録を管理していない共済組合員
- 住所記録が未収録の方
- 外国居住者

●国民年金保険料の追納

過去に「保険料免除制度」や「学生納付特例制度」、「若年者納付猶予制度」の承認を受けた期間は、年金の受給資格期間に含まれます。

ただし、「保険料免除制度」は保険料を納付した場合と比べて老齢基礎年金額の計算に反映されません。

このことから、免除などの承認を受けていた期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めることができ、将来受給する年金額を増額することのできる追納制度があります。

なお、平成16年度以前の保険料を追納する場合は、経過期間によって加算金が発生します。追納を希望される方はご相談ください。

●配偶者の扶養となつていて方は、こんなときにお気を付けてください

配偶者の扶養となつていて方は、国民年金の「第3号被保険者」といいますが、以下の場合には該当要件からはずれるため、「第1号被保険者」としての届出が必要です。

届出に必要な書類がありますので、あらかじめお問い合わせください。

- ①年収が130万円以上になった
- ②60歳の誕生日を迎える前

に、配偶者が退職した

●外国語による国民年金制度パンフレット

社会保険庁ホームページ「ねんきんパンフレット」コーナーにおいて、国民年金制度に関して、別表の外国語による情報提供が始まりました。また、パンフレットは住民課国保年金係窓口にもありますので、ご利用ください。対応しているのは次の8か国語です。

- ①英語 ②中国語
- ③ポルトガル語 ④スペイン語
- ⑤ハンガール語 ⑥タガログ語
- ⑦ロシア語 ⑧インドネシア語

■問い合わせ

住民課国保年金係
内線236
港社会保険事務所
03-5401-3211
ねんきんダイヤル
年金をこれから請求する方
0570-05-1165
年金を受けている方
0570-07-1165

別表) 外国語による国民年金制度に関する情報提供

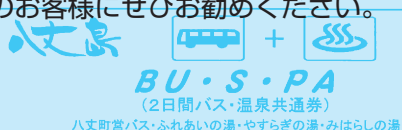
1. 国民年金などの公的年金の概要について
2. 国民年金の加入者の種類と加入手続きについて
3. 年金手帳について
4. 月々の保険料について
5. 保険料を納めることが困難なとき（保険料免除制度について）
6. 保険料の追納について
7. 国民年金から支給される年金給付について
8. 脱退一時金について
9. 社会保障協定について（※）
10. 国民年金に関する相談・お問い合わせ先

※社会保障協定とは、日本と諸外国間において起こる、「二重加入」や「保険料掛け捨て」の問題を解決するために結ばれた協定です。詳しくは、社会保険庁ホームページをご覧ください。
<http://www.sia.go.jp/seido/kyotei/>

2日間バス・温泉共通券販売

町営バスでは、4月1日から観光客の方限定の2日間バス・温泉共通券を販売します。

2日間バス乗り放題、温泉入り放題。（定期観光バス、及びザ・BOONではご利用できません。）観光のお客様にぜひお勧めください。



■料金 大人 1,000円
小人（小学生以下） 500円

■販売場所 町営バス事務所、観光協会
観光案内所、バス車内

■問い合わせ 企業課運輸係 内線321

教育委員会 だより

●学校行事のお知らせ

(全小学校)

始業式 4月6日(金)

入学式 4月6日(金)

(全中学校)

始業式 4月6日(金)

入学式 4月9日(月)

・三原小学校開校式

5月27日(日)

●教育相談室から

食わずぎらい―苦手なこと に取り組めない

「食わずぎらい」という言葉は、「中身のよさを知らないのには、はじめからきらいなこと」という意味で用いられま
す。実際、他人にとっては
「何でそんなことが…?」と
思えるようなことでも、当人
には苦痛でしかたがなく、取
り組みを避け続ける結果、ま
すまず苦手になるという悪循
環に陥ってしまいます。

集団生活が始まり、子ども
のなかに自分と他人を比較す
る視点が育つてくると、作業
や運動、絵や計算競争などで、

いやおうなく自分ができない
ということを実感し、自尊心
が傷つけられる場面に出くわ
します。なにか得意分野があ
って認められる経験ができ
ると、心のバランスが保てるの
ですが、ほかに得意なもの
がないと、自分のプライドを守
るため、苦手なことには背を
向けるようになっていきま
す。

子どもが苦手なことにな
なか取り組めないという場
合、まず親自身が、わが子を
まわりの子と比べてできない
ことを指摘することをやめ、
その子のあるままの状態
を受けとめるようにします。明
るい笑顔や元気のよさなど、
子どものもっているよいところ
に気づき、それらを大切に
育てていくように気持ちを切
り替えることが重要です。子
ども自身が大切にされている
と実感できる家庭環境を保つ
ように心がけ、生活のなかで
できる小さな練習を気長に続
けていくようにします。こう
した姿勢は、習いごとやスポ
ーツの指導者にも求められる
もので、ステップを細分化し
たり、道具を工夫し、時間を
かけるなど、指導方法を工夫

して根気よく取り組むこと
で、子どもが自信を持てるよ
うになっていった例がたくさ
んあります。まわりの大人に
理解がないと、無理なことを
押しつけ、かえって苦手意識
を強くしたり、結果を勝手に
予測してチャレンジの機会を
奪ってしまうことになりま
す。

バランスのよい食事が健康
な生活に欠かせないように、
子どもがいやがることでも、
ときにはほめたり励ました
り、指導方法を工夫して気長
に取り組むことが、子どもの
可能性を伸ばす子育てにつな
がるのです。

八丈町では、毎週火曜日と
金曜日に教育相談室を開い
て、こどもの教育に関するさ
まざまな相談を受け付けてい
ます。お気軽にご相談くださ
い。

教育相談室相談員 伊藤 宏

■受付時間

午前8時30分～

午後5時15分

■電話・FAX

210591

E-mail:

soudanhachijo@ybb.ne.jp

英会話教室 生徒募集

■受講資格

八丈町に住んでいる小学生以
上の方

■募集締め切り 4月16日(月)

■申し込み方法

○申込書1通

教育課、各出張所にあります。

○返信用封筒1枚

あて先を記入し、80円切手を
貼付してください。

■提出先 教育課生涯学習係

■クラス

○学生の部

小学生、中学生、高校生

○一般の部

初、中、上級

○一般ベビークラス

幼児同伴可能なクラス

代替保育士 代替調理員募集

保育園の代替保育士・代替調理員を募
集しています。
詳しくは厚生係までお問い合わせくだ
さい。

■問い合わせ

住民課厚生係

電話 04996-2-1121

内線231

■受講場所

○大賀郷公民館

一般の部、一般ベビークラス

三根・大賀郷地域の学生の部

○中之郷公民館

榎立・中之郷・末吉地域の

学生の部

■問い合わせ

教育課生涯学習係

電話 210797

都内全市区町村が共同実施する自然体験型の1日事業です。

あきる野市横沢入里山保全地域

4月28日(土)

都内在住小学4～中学1年生

50人 ●参加費用

500円

4月15日(日) 必着

往復はがきに、①郵便番号②住所③電話番号④参加希望者名(学年・
性別)⑤保護者名⑥代表者の名前(グループで参加の場合)を明記

〒170-8691 豊島郵便局 私書箱57号

「みどり体験交流事業(里の体験 あきる野市)」係

みどり体験交流事業事務局

TEL 03-5949-1356(土日・祝日を除いた9:00～19:00)

- 場所
- 日時
- 対象
- 定員
- 締め切り
- 応募方法
- 応募先
- 問い合わせ

みどり体験交流事業
春の里山体験 ―あきる野市―

税のお知らせ

●固定資産税（土地・家屋）

縦覧・閲覧

○ご自身以外の町内の土地・家屋の価格（評価額）をみる事ができます

○町内に所有で借りている土地または家屋の価格を知る事ができます

※縦覧できる方（表1）

ご自身の固定資産と比較できるように、他の土地や家屋（土地のみをお持ちの方は土地、家屋のみをお持ちの方は家屋）の価格をみる事ができます。

※閲覧・証明の申請ができる方（表2）

課税台帳（納税義務者本人または被相続人および権利を有する土地、家屋）の閲覧または、証明（税額は記載されません）の申請をすることができます。

■場所

税務課税務係 内線224

■期間

4月2日（月）～5月31日（木）（土日・祝日除く）

午前8時30分～午後5時15分

分まで

●固定資産税課税明細書の送付

平成19年度固定資産税課税明細書は、納税通知書に同封して5月に送付しますので、ご自分の固定資産に相違がないかを確認してください。

●町都民税、所得税の確定申告はお済みでしょうか

税務課では、平成18年分の町都民税、所得税の確定申告を受け付けています。

まだ申告されていない方は、申告期限が過ぎていますので、すみやかに申告をお済ませください。

●町税などの納め忘れはありませんか

平成18年度分の町税など、未納の方は至急納付してください。

なお、納付書を紛失された場合、再発行いたします。

皆様に納めていただいている税金は、さまざまな面で役立ち、社会を支えています。

今、税金の収納が話題になっている中、このまま税金の滞納が増えると、町の事業や、住民サービスの低下につながりかねません。

町では、税金の未納者に対

して財産の差押えを実施しています。差押えは、土地、建物などの不動産のほか預金、給料などの債権が対象となります。

国保税を滞納している方には、保険証を返還してもらい、代わりに資格証明書を交付しております。この場合、医療費は全額自己負担となりますので、ご注意ください。納税についての相談は、早めに税務課までご連絡ください。

■問い合わせ

税務課税務係 内線221

表2

縦覧できる方	必要なもの
① 町内に土地や家屋を所有している方	I 免許証や保険証など本人を確認できるもの（所有者が法人の場合は、さらに、申請書に代表者印を押していただくか、お越しの方に委任状が必要です）
② 町内の土地や家屋を有償で借りている方（賃貸借契約書に賃借人として記載されている方、登記簿に賃借権等の権利人として記載されている方）	II 賃貸借契約書（コピー可）又は登記簿謄本（登記簿に賃借権等の権利人として記載されている方、コピー可）、免許証、保険証など本人を確認できるもの ※申請の際は、必ず地番や家屋番号を指定してください
③ ①の方が亡くなっている場合は、その相続人	III ①の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本（コピー可）などで相続確認できるもの、免許証、保険証など本人を確認できるもの
④ ②の方のうち、賃借権等の権利人として登記されていて、なおかつ権利人が亡くなっている場合は、その相続人（賃貸借契約書のみの方は該当しません）	IV ②の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本、保険証、免許証など本人を確認できるもの ※申請の際は、必ず地番や家屋番号を指定してください
⑤ ①、③の方から委任されている方	V ①、③の方からの委任状と免許証など本人を確認できるもの ※③の方からの委任状の場合は、さらにⅢに掲げる書類も必要です
⑥ ②、④の方から委任されている方	VI ②、④の方からの委任状と免許証や保険証など本人を確認できるもの ※②の方からの委任状の場合は、さらにⅡに掲げる書類も必要です ※④の方からの委任状の場合は、さらにⅣに掲げる書類も必要です
⑦ 所有者など総務省令で定められた固定資産を処分する権限を持つ方	VII 裁判所が選任したことを示す書類や商業登記簿などの権利を示す書類が必要です
⑧ 民事訴訟費用に関する法律のうち、訴えの提起や、控訴の提起などの申立てをする方	VIII 裁判所に提出する訴状などの関係書類が必要です

【手数料】 ●同一所有者で土地3筆又は家屋3筆まで300円

【場所】 ●税務課税務係

表1

縦覧できる方	必要なもの
① 平成19年1月1日時点で、町内に課税されている土地や家屋を所有している方	I 免許証や保険証など本人を確認できるもの（所有者が法人の場合は、さらに、申請書に代表者印を押していただくか、お越しの方に委任状が必要です）
② ①の方が亡くなっている場合はその相続人	II ①の方の除籍謄本（コピー可）とご自身の戸籍謄本（コピー可）などで相続確認できるもの、免許証や保険証などの本人を確認できるもの
③ ①、②の方から委任されている方	III ①、②の方からの委任状と免許証や保険証など本人を確認できるもの ※②の方からの委任状の場合は、さらにⅡに掲げる書類も必要です

【縦覧内容】 ●土地 所在・地番・地目・地積・価格
●所在 所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格
【注意事項】 ●縦覧帳簿には所有者の名前は記載されていませんので、必ず地番又は家屋番号を指定してください
●ご自身所有以外の土地や家屋については、所有者の名前や評価の内容をお知らせすることはできません
●混雑時などにお待ちいただくこともありますので、ご協力をお願いします

【手数料】 ●無料
【場所】 ●税務課税務係

●島内生鮮食料品等小売価格調べ

平成19年2月調べ(税抜き価格 単位:円)

品 目	区 分	規 格	最低価格	最高価格	平均価格	前回調査 平均価格
キャベツ(中)		島内産 1個	100	198	152	225
		島外産 1個	100	360	193	183
じゃがいも		島内産 1kg	250	250	250	200
		島外産 1kg	198	350	255	262
たまねぎ		1kg	190	300	231	220
あしたば		1束	100	200	146	217
牛肉	カルビ 100g	国産				599
		外国	238	560	426	199
豚肉		肩ロース100g	158	220	190	187
鶏肉		モモ肉100g	58	168	125	115
鶏卵	(M) 10個	地卵				
		他	128	378	239	192
鶏卵	(L) 10個	地卵	350	378	359	383
		他	100	360	224	265
まぐろ	刺身用 100g	赤身	400	850	639	633
		中トロ	650	1029	840	855
みそ	1kg	パック入	198	650	425	451
		ポリ袋入	258	578	372	370
しょうゆ		ボトル入1L	158	352	291	281
砂糖		上白糖ポリ袋入1kg	128	315	232	234
サラダ油		ボトル入1.5kg	198	630	428	447
牛乳		パック入1L 乳脂肪分3.0%以上	147	295	266	272
灯油		配達料込18L	1,728	2,052	1,939	1,970
ガソリン	レギュラー 1L	現金	155	170	167	167
		掛売	163	178	169	168

町税等の口座振替(自動払込)

町税等の納付については、口座振替(自動払込)が便利です。

1 口座振替ができるもの

町民税・都民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
水道使用料、保育料、住宅使用料、学校給食費

2 口座振替の利点

- (1) 時間の節約 町役場や金融機関等へ納付のたびに出向かなくて済みます。
- (2) 納税の確認 預・貯金通帳に納付記録が残るので、確認が容易になります。

3 口座振替のできる金融機関等

- 七島信用組合の本店・支店
- みずほ銀行の本店・支店
- 全国の郵便局

4 口座振替の手続き

- (1) 金融機関等に申し込む場合
上記3の預・貯金口座のある金融機関や郵便局に預・貯金通帳、届出印、納付書をお持ちになり、窓口に着いてある口座振替依頼書に必要事項を記入のうえ、提出してください。
おおむね2ヶ月後以降の納期分より振替(払込)になります。
- (2) 口座振替をしている金融機関等を変更する場合
変更したい金融機関等、または税務課へ口座振替依頼書を提出してください。

無料相談『標示登記の日』

土地・建物の調査・測量、境界問題及び不動産の標示登記の相談

日 時 4月3日(火)

午前10時から午後3時まで

場 所 菊池優土地家屋調査士事務所(三根143番地)

相談担当 東京土地家屋調査士会 七島支部

後 援 東京法務局

子ども家庭支援センター からのお知らせ

●開館日 平日 午前9時～午後4時30分
土・日、祝日はお休みです

●交流ひろばの催し 毎週水曜日 午前10時から

4月の予定

- ・4日 パネルシアター「3匹のこぶた」
- ・11日 参加型劇「おおきなかぶ」
- ・18日 こいのぼりを作ろう!
- ・25日 親子リズム体操 講師:田中先生
- ・5月2日 読み聞かせ

*1歳未満のお子様の身体測定

4月16日(月)～20日(金) 午後2時～4時



●保育ママになりませんか!

保護者の方が就労などで、お子さんを保育できないとき、代わりに自宅で保育をしてくださる方の登録を募集しています。
ご質問、お問い合わせは、下記連絡先までお願いいたします。

■問い合わせ 子ども家庭支援センター 電話 2-4300



図書館からのお知らせ

4月から休館日・開館時間が変わります。

●休館日 月曜日、27日(金・館内整理日)

●開館時間 午前9時30分～午後5時

なお、休館日・閉館後の本の返却は入口正面の受付で承ります。
(貸出券は次回来館時までお預かりいたします。カウンターにお申し出下さい。)

●新着図書

『子育てハッピーエッセンス100%』 明橋大二/著

『下流志向-学ばない子供たち働かない若者たち-』 内田樹/著

『ロアルド・ダールコレクション19-したかみ村の牧師さん』

ロアルド・ダール/著

『ふねにのったねこのヘンリー』 エリック・イングラハム/著

ほか

●電算化終了まであと少しです。もうしばらくお待ち下さい。

●問い合わせ

教育課生涯学習係 2-0797

老人医療費助成制 度(福)は本年6月 30日で終了します

制度終了までに、対象者のすべての方の資格がなくなりま。お手持ちの医療証の有効期限の確認をお願いします。

また、制度終了に伴い、6月までの診療分に関する医療助成費の支払請求などの窓口が、7月1日より、八丈町から東京都の担当課に変わります。各種請求等手続※がまだお済みでない方は、早めに健康課高齢福祉係で手続を取ってください。(なお、制度終了後の7月1日以降も、東京都の担当課で手続をすることが出来ます。)

※各種請求等手続

○医療助成費支給申請(お手持ちの医療証の有効期限内に都外医療機関など(福)を取り扱っていない医療機関で受診した場合などは、いったん本人が医療保険の自己負担分を支払い、後日申請をすることで、(福)助成分の払い戻しを受けることができます。)

○高額医療費支給申請
○氏名、住所、保険等の変更

なお、期限の切れた医療受給者証をお持ちの方は、保健福祉センター、又は各出張所へ返却をお願いします。

■問い合わせ

健康課高齢福祉係
2-5570

心身障害者巡回 相談(18歳以上 対象)

東京都心身障害者福祉センターでは、次のとおり巡回相談を行います。

相談された方は、健康課保健係までお申し込みくださいます。

相談できる内容は耳(聴覚障害)、肢体不自由に限らせていただきます。(知的障害者と目(視覚障害)の相談は予定しておりませんが、希望の方は問い合わせください。)

■対象者

①身体障害者手帳を取得している方又は、程度変更を希望される方

(障害部位：耳・肢体不自由)

②補装具(義肢・装具・座位保持装置・補聴器・車いす・電動車いす等)の必要

な方

※ただし、介護保険法対象者(65歳以上の障害者・特定疾病による40歳～64歳の障害者)の方は車いす(標準型)の交付を除きます。

■日時

5月23日(水)・24日(木)
午前10時～午後4時(予約人数によってはいずれか1日になる場合があります。)

■場所

保健福祉センター
1階ホール

■持参するもの

身体障害者手帳(現在、交付されている方)
印鑑

■予約期間

4月9日(月)～4月19日(木)
平日 午前9時～午後5時
(但し12時～1時を除く)

※予約されていない方は、直接会場にお越しになっても相談できません。

■申し込み・問い合わせ

健康課保健係
2-5570

町長 上京日記 2・3月

2月6日～9日

○ANA822便にて上京
○東京都総務局訪問
○東京都知事表敬訪問
○平成18年度第2回東京都医療審議会
○東京都産業労働局観光部訪問
○ANA823便で帰島

12日～16日

○ANA822便にて上京
○東京都島嶼町村会定期総会
○東京都島嶼町村一部事務組合第1回組織団長会議
○東京都島嶼町村会・同議長会第1回合同会議
○東京都島嶼町村一部事務組合定例会
○町村長・議長と東海汽船株式会社等幹部との意見交換会
○優良町村及び自治功労者の表彰伝達式
○東京都町村特別職等自治研修会
○東京都町村会役員会
○東京都町村会定期総会
○行政懇談会
○東京都簡易水道協会理事会
○東京都庁訪問
○ANA823便にて帰島

19日～22日

○ANA822便にて上京
○第20回東京海区漁業調整委員会
○東京都訪問
○全国離島振興協議会第4回正副会長会議
○全国離島振興協議会第4回理事会
○財団法人日本離島センター第2回理事会
○ANA823便にて帰島

27日～3月1日

○ANA822便にて上京
○東京都庁訪問
○東京都土地改良事業団体連合会理事会
○東京都土地改良事業団体連合会第50回通常総会
○ANA821便にて帰島



中之郷地域 敬老会

高齢者に感謝とその長寿をお祝いする敬老会を開催します。

日程 4月15日(日) 会場 中之郷公民館

対象者 70歳以上(平成20年4月1日現在)

■問い合わせ 健康課高齢福祉係 2-5570

2月の主な会議

日	会議名	議題等
4日	庁議	樫立自治会対話集会における要望事項について ほか
9日	課長連絡会議	平成19年施政方針について ほか
13日	教育委員会定例会	指定校の承認について
20日	課長連絡会議	八丈町長期継続契約等に関する要領について ほか
23日	八丈町議会全員協議会	平成19年度事業計画について ほか
26日	八丈町農業委員会第11回総会	八丈町基本構想(案)に対する意見について

母子保健

3・4ヶ月乳児・産婦健康診査

○対象者

平成18年10月30日～平成19年1月24日生まれの乳児

○日時

4月24日（火）

受付時間

午後1時15分～1時45分

○場所

八丈町保健福祉センター

○内容

乳児健康診査、BCG接種、離乳食講習会・産婦健康診査
※BCGは平成17年4月1日より結核予防法で生後6ヶ月に達するまでの期間に直接BCG接種実施となりました。3～4ヶ月乳児健康診査にできるだけBCG接種をすることをおすすめします。

1歳6ヶ月児健康診査

○対象者

平成17年8月7日～平成17年10月10日生まれの幼児

○日時

4月10日（火）

受付時間

午後1時15分～1時45分

○場所

八丈町保健福祉センター

2歳児歯科健康診査

○対象者

平成17年2月2日～平成17年4月19日生まれの幼児

○日時

4月19日（木）

受付時間

午前9時15分～10時

○場所

八丈町保健福祉センター

※各健診の対象者には個別通知します。

1つも心理相談

○対象者

1歳6か月以上の未就学児

○日時

4月10日（火）

午前9時～午後4時

○場所

八丈町保健福祉センター

○内容

お子様のご様子など心配なことがありましたら、専門の心理相談員が相談に応じます。

※電話予約が必要になります。

すくすく相談

（発育、発達、栄養等育児相談）

発育、発達、栄養、歯科等の情報を得たい方はお気軽にご利用ください。妊婦相談にも応じます。母子健康手帳をご持参ください。

○日程

4月16日（月）

○相談時間

午前9時30分～11時30分

○場所

八丈町保健福祉センター

※前日までに電話予約をしてください。

4月の予防接種外来

○日時

4月11日（水）、4月25日（水）
午後2時30分～3時（予約制）

○場所

町立八丈病院小児科

町の集団接種（三種混合・麻しん・風しん）を受けられなかった方は、健康課保健係で接種の日時を予約し、予防接種無料券を受け取ってください。

受付締切は、接種希望日の1週間前です。

■問い合わせ 健康課 保健係 電話 2-5570

犬の登録・注射

■料金

◎予防注射料金

内訳

・予防注射料 3,000円
・注射済票交付手数料 550円

◎登録手数料金

（初めて注射する犬のみ）

3,000円

○犬を清潔にし、犬をしつかりおさえられる方が連れてきてください。

○犬のふんを始末するための袋を用意してください。

■問い合わせ

健康課保健係
電話 2-5570



狂犬病予防注射日程表

月 日	会 場	時 間
4月12日（木）	小宮山久男商店駐車場	9:00～10:00
	八丈島漁協護神倉庫前	10:10～10:30
	パパズ・イン駐車場	10:40～11:00
	八丈島漁協神湊倉庫跡前	11:10～11:30
	西見バス停前	13:30～14:00
	東海汽船 八重根待合所前	14:15～14:40
4月13日（金）	大賀郷公民館駐車場	9:00～9:30
	大里バス停前	9:40～10:00
	檜立公民館車庫	10:15～10:40
	中之郷公民館前	10:50～11:20
	末吉公民館前	11:30～11:50
	八丈町保健福祉センター	14:00～16:00

環境だより

●火葬場についてご意見を募集します

本年度から建設を予定している新火葬場について、利用に関することや管理運営などについての意見を、住所・氏名・年齢・職業を明記のうえ、住民課環境係までお寄せください。

くわしくは、今月号折り込みチラシをご覧ください。

●浄化槽について

○合併処理浄化槽の設置補助制度

家を新築するときや新たに合併処理浄化槽を設置する方に対し、補助制度があります。申請方法などくわしくは、住民課環境係へお問い合わせください。

○清掃作業経費負担の軽減措置制度

町では、浄化槽の清掃作業経費の住民負担を軽減しています。浄化槽の大きさと軽減する額が違います。詳しくは、清掃作業業者または住民課環

境係へお問い合わせください。また、合併処理浄化槽をお使いの方は、浄化槽法により、①定期的な保守点検・清掃、②年一度の法定検査が義務づけられています。法の改正により（平成18年2月1日施行）、法定検査を受検しない場合に対する都知事の指導監督権限の規定及び浄化槽の使用廃止の届出規定が創設されました。

法定検査をされていない方は必ず受検しましょう。また、浄化槽を廃止された場合は、廃止の届出をお願いします。

●自動車リサイクル法について

平成17年1月1日より施行された自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）により、使用済自動車は最終所有者が登録済みの引き取り業者に渡し、フロン類回収事業者・解体事業者・前破碎事業者を経て島外の破碎業者へ送られリサイクルされます。

離島では海上運搬費用がかかり、リサイクルに支障が生じる場合があります。財団法人自動車リサイクル促進センターが離島対策支援とし

て海上運搬費用の8割を、リサイクル料金の剰余金から市町村に支援しており、残りの2割は八丈町が負担し、住民負担の軽減を図っています。

畑などで倉庫として使用していた自動車など、これまで手続きが困難だったものが、書類がなくても適正な処理ができるようになりました。明らかに使用できない自動車は、速やかに適正な処理ルートに乗せるようにしてください。

島内では、海上輸送の効率化を図れる前破碎事業者の株式会社八丈建機サービスに加え、株式会社護神が解体事業者として東京都からの許可を取得しました。

今後も自動車リサイクル法の円滑な運用にご協力をお願いします。

●事業活動に伴う一般廃棄物処理手数料

現代社会では日常生活や事業活動にともない、必ずと言って良い程廃棄物が排出されます。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、事業活動に伴って生じた約20種類の産業廃棄物以外は一般廃棄

物と分類しています。

一般廃棄物は区市町村が、産業廃棄物については排出事業者が適正処理する責任を負うこととなっています。

一般廃棄物の中には一般家庭から排出されたもののほか、事業活動に伴って生じたものを事業系一般廃棄物として区別しています。

八丈町では事業活動に伴う一般廃棄物の減量化を目的に1kgにつき4円の一般廃棄物処理手数料（清掃手数料）を島内事業者から徴収しています。

また、新たに事業を始めた事業者の方には、八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、一般廃棄物の処理の申出をしていただきます。ご協力お願いいたします。

●家電リサイクルにかかる運搬費等の改定

平成13年に施行された家電リサイクル法により、特定家庭用機器4品目（冷蔵庫・エアコン・洗濯機・テレビ）は、リサイクル料金と都内指定引取場所までの運搬費等を排出者（消費者）が負担することになっています。

運搬費等とは、八丈町自動車解体処理場（有明興業㈱八丈島営業所）から都内指定引取場所までの陸上及び海上の運搬費用と積込作業費用、事務手数料などを含んだ価格です。

伊豆諸島においては、有明興業㈱が取りまとめており法施行以来、改定されませんでした。が、昨今の原油高騰などにより、今月から運搬費等を新価格（折り込みチラシをご覧ください）に改定することになりました。

島内の排出者宅から八丈町自動車解体処理場までの運搬費については、家電小売店または有明興業㈱八丈島営業所にお問い合わせください。

●空き缶（スチール缶）の売却

町にて収集している空き缶（スチール缶）について入札により売却します。

入札希望の方は、4月13日（金）までに、建設課管財係までお問い合わせください。

■問い合わせ

住民課環境係
内線233・234

観光おじゃれ11万人

観光広報宣伝事業 事業者募集(企画・実施)

八丈島観光振興実行委員会では、観光広報宣伝事業について、年間計画を企画及び実施していただける事業者(個人を含む)を募集しています。
年間計画案についてはコンペティションを行う予定です。
詳しくは、下記の問い合わせ先をお願いいたします。

申込期限 4月16日(月)

花と緑のフェスタ2007 4月8日まで
フリージアまつり

八丈島海遊魚まつり 4月1日から6月30日までの金・土・日・祝日
4月2日、5月1・2日

海開き 5月1日

J1グランプリ(ルアー釣り大会) 5月12・13日

このコーナーに関する
問い合わせ
産業観光課観光商工係
内線 267、268

来島者数・観光客数推計

	空 路		海 路		合 計		観光客(推計)		前年比
	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	
4月	8,459	8,768	935	1,470	9,394	10,238	4,523	4,929	-8.2%
5月	9,281	9,735	2,089	2,026	11,370	11,761	8,035	8,311	-3.3%
6月	7,521	6,557	1,025	1,150	8,546	7,707	5,094	4,594	10.9%
7月	10,674	9,422	2,468	2,465	13,142	11,887	9,456	8,553	10.6%
8月	13,805	14,009	4,315	4,840	18,120	18,849	14,633	15,222	-3.9%
9月	9,411	9,256	1,158	1,927	10,569	11,183	7,777	8,229	-5.5%
10月	8,732	8,548	703	1,071	9,435	9,619	5,337	5,441	-1.9%
11月	9,406	8,814	1,143	926	10,549	9,740	5,319	4,911	8.3%
12月	8,856	9,411	922	1,122	9,778	10,533	4,896	5,274	-7.2%
1月	7,888	8,233	577	656	8,465	8,889	5,298	5,563	-4.8%
2月	10,115	7,846	783	638	10,898	8,484	5,892	4,587	28.4%
計	104,148	100,599	16,118	18,291	120,266	118,890	76,260	75,614	0.9%

※空路には、チャーター便が含まれています。海路18年度7月には、大型客船寄港分も含まれています。

4月の航路ダイヤ

【ANA】TEL/0120-029-222(携帯電話の場合 0570-029-222)

便 名	羽田発	大島着/発	八丈着	機種	便 名	八丈発	大島着/発	羽田着	機種
821	07:40	→	08:30	A320	822	09:05	→	09:50	A320
823	10:30	→	11:20	B735	850(844)	11:55	12:35/13:05	13:35	B735
843(849)	13:25	14:00/14:30	15:05	B735	826	16:10	→	16:55	B735
829	16:05	→	16:55	A320	830	17:30	→	18:15	A320

	普通運賃	往復割引(片道)	特 割	八丈島乗継きっぷ
羽田=八丈島	18,200	11,700	11,700	11,700
大島=八丈島	16,300	11,600	11,100	—

東京愛らんどシャトルをご利用の皆様へ

いつもご利用いただきありがとうございます。より有効な座席利用のため次の点にご協力ください

- ・不用になったご予約は、直ちにキャンセルの連絡をお願い致します
- ・ご搭乗日前日には、確認のお電話をお願いいたします
- ・重複予約はやめましょう

詳しくは
東邦航空予約センター 2-5522
お問い合わせ電話 2-5200

【東海汽船】
TEL/2-1211

「さるびあ丸」
「かめりあ丸」

三宅島・御蔵島経由
東京竹芝ー八丈島
【東京竹芝発22:30】
【八丈島発10:10】

東京愛らんどシャトル空席状況
アドレス(東邦航空ホームページ)
<http://www.tohoair.co.jp/business/dummyindex2.htm>

SCHEDULE 2007 4月

三根公民館 大賀郷公民館 檜立公民館 中之郷公民館 末吉公民館 八丈町保健福祉センター 町立八丈病院 保健所 坂上老人福祉館

三 大 檜 中 末 保福 町病 保 上老

日	月	火	水	木	金	土
1 東京都知事選挙 投票 7:00~20:00 開票 21:00~	2 高齢者健康相談 檜 10:00~12:00 図書館休館日	3 高齢者健康教室 末 10:00~12:00	4	5	6 小学校入学式	7
8 東京都知事選挙 投票 7:00~20:00 開票 21:00~	9 中学校入学式 図書館休館日	10 1歳6か月児健康診査 保福 13:15~13:45 こども心理相談 保福 9:00~16:00	11	12	13	14
15 中之郷地域敬老会 中 11:00~13:30	16 すくすく相談 保福 9:30~11:30 図書館休館日	17 高齢者健康教室 三 10:00~12:00	18	19 2歳児歯科健康診査 保福 9:15~10:00	20	21
22	23 図書館休館日	24 3・4ヶ月乳児・ 産婦健康診査 保福 13:15~13:45	25	26	27 図書館休館日	28
29 昭和の日 図書館休館日	30 振替休日 図書館休館日					

町立病院 臨時診療日

(受付時間/8:00~11:00)
※新規患者の方は、8:30から受付となります。
※皮膚科は原則として予約診療となります。

	診療日	診療時間
皮膚科	4日(水)・18日(水)	9:00~
甲状腺科	14日(土)	9:00~
耳鼻咽喉科	16日(月)~20日(金)	9:00~
糖尿病教室	20日(金)	13:30~

温泉休業日

ザ・BOONが機器の改修のため、26日臨時休業となり、代わりにやすらぎの湯は営業いたします。

	休業日
ふれあいの湯	2日(月)、9日(月)、16日(月)、23日(月)
みはらしの湯	3日(火)、10日(火)、17日(火)、24日(火)
ザ・BOON	4日(水)、11日(水)、18日(水)、25日(水)、26日(木)
やすらぎの湯	5日(木)、12日(木)、19日(木)

4月のゴミ分別回収

燃...燃えるゴミ

びん...空きびん

資源...資源ゴミ

害...有害ゴミ

金属...金属ゴミ

三根

日	月	火	水	木	金	土
1	2 金属	3 燃害	4 資源	5	6 燃害	7
8	9 金属	10 燃害	11 資源	12 びん	13 燃害	14
15	16 金属	17 燃害	18 資源	19	20 燃害	21
22	23 金属	24 燃害	25 資源	26	27 燃害	28
29	30 金属					

大賀郷

日	月	火	水	木	金	土
1	2 燃害	3 資源	4	5 燃害	6 金属	7
8	9 燃害	10 資源	11	12 燃害	13 金属	14
15	16 燃害	17 資源	18	19 びん	20 燃害	21
22	23 燃害	24 資源	25	26 燃害	27 金属	28
29	30 燃害					

檜立・中之郷・末吉

日	月	火	水	木	金	土
1	2 燃害	3	4 資源	5 燃害	6 金属	7
8	9 燃害	10	11 資源	12 燃害	13 金属	14
15	16 燃害	17	18 資源	19 びん	20 燃害	21
22	23 燃害	24	25 資源	26 燃害	27 金属	28
29	30 燃害					